事　務　連　絡
平成２８年２月３日

一般社団法人　シルバーサービス振興会　御中

厚生労働省老健局　総　務　課
高齢者支援課
振　興　課
老人保健課

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に関する周知依頼

平素より、介護保険制度及び老人福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年１月１日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条の４の規定が施行され、特定個人情報保護委員会において、下記の委員会規則・告示が制定・改正されました（同日施行）。

これにより、事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、当該委員会規則・告示に沿って御対応いただくこととされています。

つきましては、この点につき御承知おきいただくとともに、個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレット（別添１）により、貴会会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

〇制定・改正した委員会規則・告示

(1)「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第５号）（別添２）

(2)「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第２号）（別添３）

（参考）

〇個人情報保護委員会 HP

・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
http://www.ppc.go.jp/legal/policy/

○厚生労働省ＨＰ

・雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/privacy/index.html

※　事業者において、従業員等の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合、当該事業者は事案等に応じて都道府県労働局、個人情報保護委員会等へ御報告いただくこととなります。

事業者の皆さん
マイナンバー（個人番号）を
正しく取り扱っていますか

愛称：マイナちゃん

事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。

・マイナンバーを取り扱う際には、４つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供のルール

〇個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
〇これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄のルール

〇必要がある場合だけ保管
〇必要がなくなったら廃棄

委託のルール

〇委託先を「しっかり監督」
〇再委託は「許諾が必要」

安全管理措置のルール

〇漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」

取得にあたっては

・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。

① マイナンバーが間違っていないかの確認
⇒ マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認

② 身元の確認
⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認

・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。

・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

個人情報保護委員会

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には…

１．事業者において講ずることが望まれる措置

(1) 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
(2) 事実関係の調査、原因の究明
(3) 影響範囲の特定
(4) 再発防止策の検討・実施
(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
(6) 事実関係、再発防止策等の公表

※　マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

２．個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

①　個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告するよう努めてください。

※　影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

②　個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。
（所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、①の報告は不要です。）

特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「重大な事態」とは…
1．漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
2．特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
3．不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態　等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト(http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/)をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは
マイナンバー総合フリーダイヤル０１２０－９５－０１７８へ

※　平日９時30分～22時　土日祝日９時30分～17時30分（年末年始を除く）
※　一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、　０５０－３８１６－９４０５（有料）におかけください。
※　個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、
個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）　0570-783-578（有料）　でも対応しています。

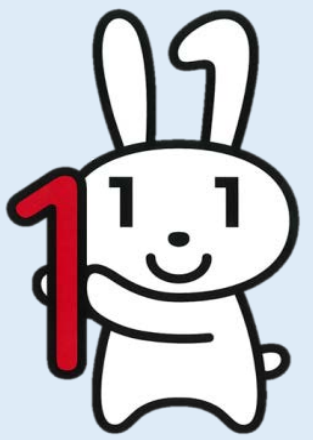

マイナンバーに関する最新情報（ウェブサイト）

- マイナンバー制度……内閣官房　http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
- 税分野での取扱い……国税庁　http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
- 社会保障分野での取扱い……厚生労働省　http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html
- マイナンバーガイドライン……個人情報保護委員会　http://www.ppc.go.jp/index.html

○特定個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条の四の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態）

第二条　法第二十八条の四に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態は、次に掲げる事態とする。

一　次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他法第十九条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態

イ　情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ　個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ　行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ　法第九条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ　法第十九条の規定に反して提供された特定個人情報

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

（委員会への報告）

第三条　個人番号利用事務実施者（個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）又は個人番号関係事務実施者（個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

一　概要及び原因

二　特定個人情報の内容

三　再発防止のためにとった措置

四　前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

２　個人番号利用事務の全部若しくは一部の委託を受けた者又は個人番号関係事務の全部若しくは一部の委託を受けた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、前項各号に掲げる事項を法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、前項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

３　法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなされた者は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、第一項各号に掲げる事項をその事務を委託した者及び法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者に報告するものとし、同項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、第一項各号に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、法第十条第一項に規定する個人番号利用事務等の委託をした者は、委託の内容に応じ、法第十条第二項の規定により個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けたとみなされた者からの報告をその事務を委託した者を経由して受けることができる。

（雑則）

第四条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、個人情報保護委員会が定める。

附　則

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。